

鴨川市認定農業者農業用機械等整備事業補助金交付要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和6年3月29日

鴨川市長 長谷川 孝夫

鴨川市告示第44号

鴨川市認定農業者農業用機械等整備事業補助金交付要綱の一部を改正する告示
鴨川市認定農業者農業用機械等整備事業補助金交付要綱（平成27年鴨川市告示第82号）の一部を次のように改正する。

第1条中「農業の担い手の高齢化及び後継者不足に対応した生産体制の再編及び強化」を「集約化された農地の耕作の効率化及び生産体制の強化」に改める。

第3条中「介護保険料」の次に「、後期高齢者医療保険料」を加える。

第4条中「200万円」を「500万円」に改める。

第5条第2項ただし書中「20万円」を「100万円」に改める。

附則第2項中「令和6年3月31日」を「令和9年3月31日」に改める。

別記第2号様式中「介護保険料」の次に「、後期高齢者医療保険料」を加える。

附 則

この告示は、令和6年4月1日から施行する。ただし、附則第2項の改正規定は、公示の日から施行する。